

山形大学工学部技術部組織内規

(平成7年12月5日全部改正)

(設置)

第1条 本学部に、国立大学法人山形大学教室系技術職員の組織等取扱細則第2条の規定に基づき、山形大学工学部技術部(以下「技術部」という。)を置く。

(組織)

第2条 技術部に専門分野技術室(機器開発技術室、情報技術室、機器分析技術室、計測技術室)を置き、次の表の業務欄に掲げる業務を処理する。

専門分野技術室	業 務
機器開発技術室	機械分野及び電気電子分野における高度に専門的な技術業務及び技術開発
情報技術室	情報処理システム分野及び情報メディアコンテンツ開発分野における高度に専門的な技術業務及び技術開発
機器分析技術室	化学関連分析機器及び材料物理関連分析機器における高度に専門的な技術業務及び技術開発
計測技術室	化学・物理分野、バイオ分野、電気・電子分野及び機械分野における高度に専門的な計測技術業務及び技術開発

(技術部長)

第3条 技術部に、技術部長を置き、工学部長をもって充てる。

2 技術部長は、技術部を統括する。

(統括技術長及び副統括技術長)

第4条 技術部に、技術部長を補佐する統括技術長及び副統括技術長を置く。

2 統括技術長は、国立大学法人山形大学の技術専門員等に関する規程(以下「技術専門員等規程」という。)に定める技術専門員をもって充て、技術部長が指名する。

3 副統括技術長は、技術専門員等規程に定める技術専門員又は技術専門職員をもって充て、技術部長が指名する。

(技術長)

第5条 技術部の各技術室に技術長を置き、第2条の表中に規定する分野毎に技術長を置くことができる。

2 技術長は、当該技術室の所管業務を掌理し、当該技術室に所属する技術職員に対し、技術的な指導・育成等を行う。

3 技術長は、技術専門員等規程に定める技術専門員又は技術専門職員をもって充て、技術部長が指名する。

(運営委員会)

第6条 技術部の運営に関する事項を審議するため、山形大学工学部技術部運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

2 運営委員会に関する必要な事項は、別に定める。

(その他

第7条 この内規に定めるもののほか、この内規の実施に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、平成8年1月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成11年1月19日から施行し、平成10年12月15日から適用する。

附 則

この内規は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成17年1月18日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成19年11月20日から施行する。

附 則

この内規は、平成20年9月16日から施行する。

附 則

この内規は、平成22年7月20日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成23年4月1日から施行する。